

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蕨停車場線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
地先まで	蕨市中央四丁目四四四二番一 地先から同市北町二丁目三七番一 地先まで	蕨市中央四丁目四四四二番一 地先から同市中央五丁目三五番一 地先まで	区 間
二八・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
四二二・〇〇		四三一・八〇	延 長 (メートル)
	旧道の蕨市中央五丁目三八一九番一 地先から同市中央五丁目三五番一 地先までは、蕨市に引き継ぐ		備 考